令和

目 次

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… 告 示 政健 策福 同 課祉 : :

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

同

:

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

選挙管理委員会

同

: =

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出… 事 務 局

:

 \equiv

海区漁業調整委員会

○会長及び会長代理就任の公示 ○会長及び会長代理就任の公示 (東部海区) (西部海区) 事 務 同

局) :: =

:

三

示

青森県告示第三百五十三号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、 医療扶助

第三百八号 号の規定により告示する。

和三年 (金曜日)

店みんゆう薬局 ドファーマシー五所川原店みんゆう調剤薬局 フレン 店みんゆう調剤薬局 ニック 弘前あすなろメンタルクリ ディア店 みんゆう調剤薬局 みんゆう調剤薬局 すずらん調剤薬局 みんゆう薬局 名 黒石病院前 弘前駅前店 西北店 三岳店 桔梗野 アルカ 松原店 称 弘前市大字三岳町六の三一 弘前市大字三岳町六の 弘前市大字駅前町一一 黒石市北美町一丁目七四の 弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三 弘前市大字扇町一丁目一の六 弘前市大字松原東二丁目 五所川原市鎌谷町一六三の三 五所川原市中央二丁目の二四 所 在 の 二 一四の六 地 三令 · 和 ^四· 年指 ≓ 月 垂 日定

青森県告示第三百五十四号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の三第二号の規定に

令和三年五月十四日

青森県知事 \equiv 村

申

吾

地 年廃 月 日止

名

称

所

在

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一

令和三年五月十四日

青森県知事 三 村 申

吾

第池医院 平川市本町村元七一 中和 会和												
本町村元七一大字山形町七三大字山形町七三大字山形町七三四七戸町字七戸一三四七字松原東二丁目一四の六大字松原東二丁目一四の六大字帯・東町四丁目四の一十二の二三大字駅前町一一の二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		んゆう調剤薬局	ファーマシー五所んゆう調剤薬局	んゆう薬局	んゆう薬局 弘前	イア店 アル	んゆう調剤薬局	んゆう調剤薬局 松	びな歯科クリニッ	井	々木内科小児科	菊池医院
三	の八 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二九三	五所川原市鎌谷町一六三の三	所川	黒石市北美町一丁目七四の一	大字駅前町	弘前市大字扇町一丁目一の六	弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三	一 四 の	東町四丁目四の	北郡七	大字山形町	平川市本町村元七一
	<u> </u>	"	"	"	"	"	"	"	"	"		三 令 和 三 八

青森県告示第三百五十五号

偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ の規定により告示する。 当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号 る生活保護法」という。) 第四十九条の規定により、 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 医療支援給付のための医療を担

令和三年五月十四日

所 在 地 年指 月 日定

青森県知事

三

村

申

吾

名

称

ニック 弘前あすなろメンタルクリ

弘前市大字三岳町六の

≓

五.

みんゆう調剤薬局

西北店

五所川原市鎌谷町一六三の三

五所川原市中央二丁目の二四

すずらん調剤薬局

三岳店

弘前市大字三岳町六の三一

ドファーマシー五所川原店みんゆう調剤薬局 フレン

店みんゆう薬局

黒石病院前

黒石市北美町一丁目七四の

ディア店みんゆう調剤薬局

アルカ 松原店

弘前市大字扇町一丁目一の六 弘前市大字松原東二丁目一四の六

んゆう調剤薬局

みんゆう薬局

弘前駅前店

弘前市大字駅前町一一

の 二

=令 ·和 ^四·

店みんゆう調剤薬局

桔梗野

弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三

"

青森県告示第三百五十六号

偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ る生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 次の指定医療機関から廃止し

令和三年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

デみ イん	店み	7	
ア店御剤薬局	んゆう調剤薬局	みんゆう調剤薬局	名
アルカ	桔梗野	松原店	称
弘前市大字扇町	弘前市大字桔梗	弘前市大字松原東二丁目	所
一丁目一の六	梗野二丁目一三の二三	四四	在
		の六	地
"	"	三令 平和 三 三	年廃 月 日止

みんゆう調剤薬局

西北店

五所川原市鎌谷町一六三の三

"

"

"

選挙管理委員

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

より告示する。の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定にの政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条第一項の規定により、次政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次

令和三年五月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 德

政党の支部

自由民主党倉石支部	(品川 新一) (品川 新一)			(船水 浅雄) (船水 浅雄)	(代表者氏名)
会計責任者	会計責任者	代表者	所の所在地 主たる事務	代 表 者	異動事項
渡邊正人	平川重廣	品川新一	字中鱸一七の一 村大字十二川原 南津軽郡田舎館	船水 浅雄	新
小原良洋	品川新一	福地誠	妙寺八一の一〇 村大字畑中字観 南津軽郡田舎館	一戸兼弘	旧
ï∙ ¤ ·∷0	三 四 一			三令 · 和 三· 一	年異 月 日動

政党以外の政治団体

(古田 陸夫) 会 会 (古田 陸夫)	(佐々木 富英)福士文敏後援会	(大村 喜代治) 工藤正廣後援会	(代表者氏名)	
会計責任者	会計責任者	会計責任者	異動事項	
渡邊 正人	福士 明美	工藤 敏洋	新	
小原 良洋	熊谷 秀一	工藤良子	Ħ	
II.	三・四・六	三令 · 和 · 一	年異 月 日動	

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第二号

令和三年四月二十二日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県海区

漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月 青森県西部海区漁業調整委員会 公示第一号) 青森県東部海区漁業調整委員会

第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

会長	会	職
代理	長	名
=	松	氏
本	本	
栁	光	
勝	明	名
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七	上北郡六ケ所村大字泊字焼山五八四の二	住

青森県西部海区漁業調整委員会公示第二号

令和三年四月二十二日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県海区

漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号) 第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

青森県西部海区漁業調整委員会

長 冨 田

会

重

基

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

会長代理 長 名 立 冨 氏 石 田 政 重 名 男 基 むつ市脇野沢新井田二八 西津軽郡鰺ケ沢町大字本町三八 住 所

会

職